

平成21年度学童保育所入所の申し込みは来年1月6日(火)から

☎生涯学習課☎内線3311

△平成21年4月に新1～3年生になるお子さんと、両親の就労などのために下校後、午後5時(延長保育6時)までの保育を必要とする方。現在学童保育所に在籍している方で平成21年4月以降も引き続き入所を希望する方も、申し込みが必要です

申込用紙の配布 生涯学習課(教育センター2階)、三鷹市社会福祉協議会事務局(福祉会館1階)、市政窓口、市内の学童保育所、市内公・私立保育園で。

育成料 月額5,000円、おやつ代月額1,500円(いずれも減免制度あり)

☎平成21年1月6日(火)～12日(祝)の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日も受付)に入所申込書、就労状況書、保護者の就労証明書(規定の用紙)などを添えて教育センター2階ロビー受付へ

障がいをもった新1～3年生の入所受付は11月21日(金)まで

申込用紙の配布 生涯学習課、三鷹市社会福祉協議会事務局、北野ハピネスセンターで配布中。

☎21日(金)(日曜日を除く)までの午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)に入所申込書、就労証明書(規定の用紙)などを添えて生涯学習課(教育センター2階)へ

くわしくは市のホームページ、入所申込書をご覧ください。

平成21年度 保育園入園

市内の保育園への入園(転園)申し込みは来年1月6日(火)から

☎子育て支援室☎内線2662

市内の市立・私立保育園への入園(転園)

△来年4月1日からの入園(転園)を希望する方すでに平成20年度の入園を申し込んで待機中の方、新年度転園をご希望の方も、再度申し込みが必要です。

☎平成21年1月6日(火)～12日(祝)(土・日曜日、祝日も受付)の午前9時30分～午後4時30分(正午～1時を除く)

☎市役所第三庁舎311・312号会議室へ(募集人数は当日会場で発表予定)

園によっては募集のないクラスもありますのでご注意ください。

申し込み手続きや保育園に関する情報は、11月下旬発行予定の冊子「保育園入園案内(平成21年度)」をご覧ください。保育園に関する情報は、みたか子育てネットHP <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp>でも見ることができます。

市外の保育園への入園

12月1日(月)から(土・日曜日、祝日を除く)子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ。

各市区町村で締切日が異なりますので、申し込みをする自治体の締切日を確認し、その1週間前までにお申し込みください。

障がい児保育の申込受付

△障がいの程度が軽・中度で、市立保育園での集団保育が可能な0～5歳の児童若干名

☎12月3日(水)～8日(月)(土・日曜日を除く)に子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ通園可能な保育園は市で指定します。

障がい児(者)に関する各種相談・指導は北野ハピネスセンター☎48-6331(北野1-9-29)で行っています。

誕生間もないお子さんの入園申し込み

保育園は、生後57日目から受け入れを行っています。

△来年度の一斉申込期間中(平成21年1月6日(火)～12日(祝))に、誕生直後で出生届の提出ができない方と、一斉申込期間後の2月3日(火)までに誕生したお子さん

☎出生届提出後、平成21年1月13日(火)～2月5日(水)(土・日曜日を除く)に子育て支援室(市役所4階44番窓口)へ

2月3日までに生まれたお子さんの場合、4月1日が産休明け(生後57日目)になるための受付です。



全国一斉「女性の人権ホットライン」電話相談

夫やパートナーからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる人権問題について、人権擁護委員や法務局職員が電話で相談に応じます。

☎東京都人権擁護委員連合会、東京法務局

☎11月17日(月)～23日(日)午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

☎女性の人権ホットライン☎0570-070-810(全国共通)へ

☎同会事務局☎03-5213-1366

夜間人権ホットライン 弁護士による無料法律相談を実施します

人権週間の特別啓発活動の一環として、弁護士による夜間「無料電話相談」を実施します。差別や虐待などの人権問題の困りごとについて、お気軽にご相談ください(相談は1人あたり10分程度)

☎12月5日(金)午後5時～8時

☎ホットライン☎03-5808-1915・03-5808-1916へ

☎(財)東京都人権啓発センター☎03-3871-0212・03-3876-5373

第60回人権週間(12月4日～10日)「育てよう一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

国際連合が定めた「人権デー」(12月10日)を最終日とする1週間は人権週間です。

人権特設相談

日常生活での人権上の問題や心配ごとに人権擁護委員が応じます。

☎市、三鷹市人権擁護委員

☎12月9日(火)午後1時～4時(受付は午後3時まで)

☎市役所1階ロビー

☎当日会場へ

☎相談・情報センター☎内線2131

毎月第3水曜日(午後1時～4時、受付は午後3時まで)にも相談・情報センターで「人権・身の上相談」を行っています。

11月は児童虐待防止推進月間

「助けての小さなサイン 受け止めて」

防ごう! 児童虐待 いつでもご相談、ご連絡を

「しつけ」と称して、児童に対し肉体的・精神的暴力を振るう児童虐待が後を絶ちません。都内の児童相談所が受けた虐待の相談・通告の件数は増加の一途をたどり、10年前の7倍となっています。その相談内容はからだやこころへの暴力、ネグレクト(保護、育児の怠慢・拒否)、性的虐待など多岐にわたりますが、決して特別な家庭だけで起こることではありません。家庭の中でのすれ違いや孤立、育児や生活の不安など、日常生活での悩みの積み重ねなどがきっかけとなり、どこの家庭にでも起こり得る、それが児童虐待の怖さです。

聴こえていますか? 子どもの、あなたの、SOS 子ども家庭支援センターにご相談を!

あなたとあなたの周りで、児童虐待を見聞きしたことはありませんか? 子どもの頻繁な叫び声や泣き声、不自然な傷やあざ、衣服や身体の極端な汚れ、常に空腹を訴えたり深夜に子どもが一人で外出しているなどの状態は、親子が発するSOSです。子育てや生活の悩み、苦しみは、一人では解決できません。どんなささいなことでも構いません。ご自身の悩みでも、見聞きしたことで、ためらわずに子ども家庭支援センターにご相談ください。そしてどうしたら親子が楽になれるか、子育てサービスの利用なども含めて一緒に考えていきましょう。

ご近所からの通報には、当センターの係員が実地調査を含めて対応します。その際、通報者の情報は絶対に開示しませんのでご安心ください。

児童虐待防止推進月間事業 子どもの育ちとコミュニケーション

普段何気なく行っている親と子のコミュニケーションについて、考えてみませんか。

☎子育て中のお母さんお父さん、関心のある方。託児(乳幼児)は10人程度

☎11月21日(金)午前10時～正午

☎三鷹産業プラザ

☎☎子ども家庭支援センターのびのびひろば☎40-5925

虐待を見逃さない社会へ オレンジリボンキャンペーン

今月は全国で児童虐待への理解を深め支援の手を差し伸べられる社会をつくる「オレンジリボンキャンペーン」が実施されており、東京都内では、プロサッカーチームFC東京や飲食店チェーンが参加しています。また都庁がオレンジ色にライトアップされるなど、児童虐待防止のシンボル「オレンジリボン」の普及を図っています。



相談・連絡先

三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば☎40-5925

東京都杉並児童相談所(平日)☎03-5370-6001

東京都児童相談センター(土・日曜日、夜間緊急連絡先)☎03-3208-1101

[ご利用ください、市の託児サービス]

子ども家庭支援センターでは、以下のサービスを実施しています。お一人でがんばらないで、どうぞご利用ください。

- ・一時保育 = 未就学児の保育(1時間単位、託児の理由は問いません)
- ・トワイライトステイ = 小学生の保育(1時間単位、託児の理由は問いません)
- ・育児支援ヘルパー = 産後3カ月および特に支援が必要な方の家事支援・育児サービス
- ・ファミリーサポートセンター = 市民同士による子育てのお手伝い(託児、保育園送迎など)
- ・緊急一時保育 = お母さんの入院、出産、病気などの場合の公立保育園での保育
- ・子どもショートステイ = お母さんの入院、出産、病気などの場合の宿泊を伴う預かり

くわしくは、のびのびひろば、みたか子育てネットHP <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp>でご確認ください。

☎☎子ども家庭支援センターのびのびひろば☎40-5925へ